

令和6年

第15回教育委員会会議

議案第35号

秋田県教育委員会

## 議案第 35 号

### 秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

秋田県いじめ防止対策推進条例（平成 28 年秋田県条例第 54 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、秋田県いじめ問題対策審議会の委員を次のとおり任命する。

| No. | 氏 名   | 分 野 | 任 期                              |
|-----|-------|-----|----------------------------------|
| 1   | 嵯 峨 宏 | 法 律 | 令和 6 年 10 月 10 日～令和 8 年 10 月 9 日 |

令和 6 年 10 月 10 日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理 由

秋田県いじめ問題対策審議会の委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了したため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県いじめ問題対策審議会委員名簿

任期①：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

任期②：令和 6 年 10 月 10 日～令和 8 年 10 月 9 日

以下、個人情報のため表示しません。

## 協議会等委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

令和 6 年

第 1 5 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

令和 8 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験について

秋田県教育委員会

## 令和8年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験について

教育庁高校教育課

### 1 試験日程

- ・ 第一次選考試験実施日 令和7年7月12日（土）  
合格発表日 令和7年8月6日（水）
- ・ 第二次選考試験実施日 令和7年8月30日（土）～9月1日（月）  
合格発表日 令和7年9月30日（火）

### 2 主な変更点

#### （1）第一次選考試験の内容

- （ア）集団面接を廃止します。
- （イ）総合教養試験における時事問題（国内外の時事的な事象についての出題）を廃止し、試験の名称を教職教養試験に変更します。併せて試験時間・配点を70分・200点から50分・100点に変更します。
- （ウ）第一次選考試験で実施していた英語科の教科（科目）試験におけるリスニングを第二次選考試験で実施します。
- （エ）特別支援学校教諭等については、教科（科目）試験を廃止し、特別支援教育専門試験と教職教養試験を実施します。
- （オ）実習助手、特別支援学校寄宿舎指導員を対象に実施していた一般教養試験を廃止し、教科試験（特別支援学校高等部実習助手、特別支援学校寄宿舎指導員においては特別支援教育基礎試験）を実施します。

#### （2）東京会場の設置

- （ア）第一次選考試験において東京会場を設置し、秋田会場と同一日程（令和7年7月12日）で実施します。
- （イ）全志願種を対象として実施します（実習助手・特別支援学校寄宿舎指導員は対象外）。

#### （3）「大学3年生チャレンジ選考」の実施

- （ア）第一次選考試験において大学3年生を対象とした「大学3年生チャレンジ選考」を実施します（秋田会場、東京会場の両方で受験可能）。
- （イ）全志願種を対象として実施します（実習助手・特別支援学校寄宿舎指導員は対象外）。ただし、令和8年度選考試験において採用予定がある志願種に限ります。
- （ウ）教科（科目）試験（特別支援学校教諭等においては特別支援教育専門試験）と教職教養試験を実施します。
- （エ）一定の基準を満たした受験者は「選考通過者」となり、次年度（令和9年度）の第一次選考試験が免除されます。ただし、次年度に当該の志願種において採用予定がある場合に限ります。

※ 詳細については、令和7年4月公表予定の「令和8年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項」において発表します。